

函館フットボールパーク施設利用事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 函館フットボールパーク（以下「フットボールパーク」という。）の設置目的を達成するため、効果的・効率的な施設利用に資する手続き等に関し、函館フットボールパーク条例（平成26年函館市条例第31号）（以下「条例」という。）および同条例施行規則（平成26年函館市教育委員会規則第2号）（以下「規則」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 優先利用

規則第3条第1項前段に規定する期間の前に施設利用の調整を必要とする同項但書きに規定する目的での利用のほか、スポーツイベントでの利用をいう。

(2) 一般利用

規則第3条第1項前段または同条第2項に規定する期間に申込むことができる競技種目や利用目的等に制限のない利用をいう。

(指定管理者の義務)

第3条 フットボールパークの指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）はフットボールパークの効率的な利用および競技水準の向上に資するため、スポーツ大会、スポーツ合宿またはスポーツイベント（以下「大会・合宿等」をいう。）を開催または誘致しなければならない。

2 指定管理者は、条例第3条各号に規定するフットボールパークの施設（以下「施設」という。）を多様な競技、世代または性別の利用に供されるよう努めなければならない。

3 指定管理者は、施設が最大限に利用されるよう、良好なコンディションを維持することに努めなければならない。

(競技団体の義務)

第4条 特定非営利活動法人函館市スポーツ協会加盟の各競技団体（以下「競技団体」という。）は、施設が最も効果的、効率的に利用されるよう優先利用計画作成に協力しなければならない。

2 競技団体は、次条第1項または第4項の調整もしくは報告にあたつ

ては、それぞれの上部団体と充分に調整を取っておかなければならぬ。

(優先利用の調整)

第5条 指定管理者は、毎年度2月に、函館市教育委員会（以下「委員会」という。）および競技団体から優先利用の希望を聴取するとともに、自ら開催または誘致する大会・合宿利用の予定を含め、効果的・効率的な利用に資するための調整（以下「利用調整」という）を行わなければならない。

- 2 前項の利用調整の対象となる大会・合宿等は、当該利用調整時の翌年度に開催される予定のものに限定しない。
- 3 7月25日から8月20日の間は、スポーツ合宿での利用を優先させるものとする。
- 4 委員会および競技団体は、第1項の利用調整にかかわらず、緊急に大会・合宿等が中止され、または開催が見込まれる場合には、指定管理者に利用調整を依頼しなければならない。

(優先利用計画等)

第6条 指定管理者は、前条第1項の利用調整の結果を優先利用計画総括表（別記様式1）および優先利用計画表（別記様式2）により委員会に提出し、委員会の承認を得るものとする。なお、優先利用計画（以下「利用計画」という。）を変更する場合も同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の承認を得て計画を決定した場合は、直ちに優先利用を希望した競技団体に通知するものとする。なお、利用計画に変更があった場合も同様とする。
- 3 第1項の利用計画の策定にあたっては、原則、別に定める基準により調整するものとし、可能な限り同一日に多様な目的での利用が可能となるように利用時間を調整をしなければならない。

(一般利用)

第7条 指定管理者は優先利用される予定日または時間以外の供用期間について、一般利用を募集しなければならない。

- 2 施設を使用しようとする者は、「函館市公共施設予約システム（HARP施設予約サービス）」の「空き利用施設申込」を規則第3条第1項の申請に代えることができる。
- 3 一般利用にかかる施設使用の申請は先着順とする。

(使用者の決定)

第8条 施設の使用者は許可書の交付をもって決定する。

- 2 第6条第2項の通知を受けた競技団体は、指定管理者の定める手続きの方法、期日により、規則第3条第1項但書きに規定する申請をし、条例第8条第1項に規定する利用料金を支払い、許可書の交付を受けなければならない。
- 3 規則第3条第1項前段または同条第2項に規定する期間に施設の使用申請をした者は、指定管理者の定める手続きの方法、期日により、条例第8条第1項に規定する利用料金を支払い、許可書の交付を受けなければならない。
- 4 指定管理者は、前3項の利用料金の支払いがされない場合は、条例第6条に基づき使用不許可とすることができます。

(広報)

第9条 指定管理者は、一般利用の募集開始時期、予約状況および手続きの方法ならびに期日など施設利用に係る情報について、ホームページ上で広報しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱の施行期日は平成27年4月1日とする。
(読み替え規定)
- 2 平成27年度において、第5条第1項中「毎年度2月」とあるのは、「4月および2月」と読み替える。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。